

○厚生労働省告示第五百五十一号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年十月二十六日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第一条を削り、第二条中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第一条とし、第三条第二項中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第二条とし、第四条中「有期労働契約」を「期間の定めのある労働契約」に改め、同条を第三条とする。